

業務指示書

フィリピン国産業人材育成およびバリューチェーン強化を通じた産業競争力向上プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年12月5日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年12月12日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：投資促進・産業振興に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／産業振興・政策）】

1) 類似業務の経験：産業振興・政策に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 産業人材育成政策・产学連携】

1) 類似業務の経験：産業人材育成政策・产学連携に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 サプライ・バリューチェーン強化】

- 1) 類似業務の経験：サプライ・バリューチェーン強化に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年12月21日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

(1) 旅費（航空賃）

(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）

(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PHP1 = 2.107050 円, US\$1 = 112.201000 円, EUR1 = 127.778000 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プрезентーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：12月27日(木) ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／産業振興・政策
産業人材育成政策・产学連携
サプライ・バリューチェーン強化

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

48.34 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2019年1月25日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
フィリピン国産業人材育成およびバリューチェーン強化を通じた産業競争力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／産業振興・政策	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	—	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	—	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 産業人材育成政策・産学連携	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： サプライ・バリューチェーン強化	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

フィリピンでは、度重なる政局の悪化や電力・道路・港湾などのインフラ整備の遅れもあり、1980年代以降、外資導入による輸出志向型工業化を通じて製造業を強化してきた ASEAN 諸国に比べ、製造業発展において遅れをとったが、2010年に就任したベニグノ・アキノ大統領は、製造業の強化や海外直接投資(FDI)の受入を積極的に進め、製造業セクターの成長率は微増傾向にある。一方で、過去の政策において外国投資を地場産業に連関させる施策がとられてこなかったことや、財閥企業の投資が製造業以外に向かう傾向があつたこと、中小企業の資金アクセスが制約されていることなどから、他の先進 ASEAN 諸国と比較しても、裾野産業が十分育っていないとされる。

このような背景から、フィリピン政府は国内産業の競争力を高め地域経済統合のメリットを活かし、また地場産業への影響を軽減するために、「総合国家産業戦略(Comprehensive National Industrial Strategy - CNIS)」「製造業復興プログラム(Manufacturing Resurgence Program - MRP)」「産業ロードマッププログラム(Industry Roadmap Program)」など各種の産業政策を打ち出している。これらの政策では、国際分業体制が進む世界経済において、フィリピンがサプライ・バリューチェーンへ参画していくことが産業競争力強化のための課題であるとしている。これらの課題に対応するため、JICA ではフィリピン貿易産業省(Department of Trade and Industry (DTI))を実施機関とした「バリューチェーン分析を活用した産業振興計画策定プロジェクト」を 2016 年から 2019 年まで実施している。上記プロジェクトでは、「自動車産業に関する産業振興計画」を策定予定であるが、計画実現のための施策の実施が必要とされている。

産業人材育成の観点からは、フィリピンは生産年齢人口比率が高いことから、労働力が経済成長を後押しする人口ボーナス期が当面続くことが予測されているが、一方で失業率は近隣諸国に比して高く、生産年齢人口の増加に雇用の創出が追いついていない。失業者の半数を占める若年層では、中等・高等教育過程を修了しても就業機会の確保まで数年を要するケースが多く、職業技能・技術と産業界のニーズとのミスマッチが生じていると考えられる。また、現地に進出している日系企業からも、職業訓練機関や高等教育機関等における教育の質を問題視する企業が少なくなく、より産業界のニーズに応える職能や教育訓練の提供が必要とされている。

こうした観点から、DTI は産業人材育成及びサプライ・バリューチェーン強化のための有効なモデルを構築し、フィリピンの自動車産業をはじめとした製造業の国際競争力を強化することを目的に我が国に技術協力を要請した。本要請を受け、JICA は 2017 年 6 月～7 月に詳細計画策定調査を実施し、「産業人材育成およびバリューチェーン強化を通じた産業競争力向上プロジェクト」として 2017 年 11 月に討議議事録(R/D)を締結した。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

自動車産業(組立)及び、その裾野産業(電気電子、IT 産業との融合分野を含む)を対象に、外国企業との連携を通じた産業人材育成及びサプライ・バリューチェーン強化のための有効なモデルの構築とその普及のための提言・アクションプランの策定を通じて国際競争力の強化を図り、もって製造業主導の持続的な経済成長の実現に寄与する。

(2) 期待される成果

- 1) 外国企業と国内サプライヤーとのリンクエージ強化のための課題・問題点を解

- 消するサプライ・バリューチェーン強化モデルが開発される。
- 2) 開発されたサプライ・バリューチェーン強化モデルが他産業及び／または他地域で導入されるための提言・アクションプランが作成される。
 - 3) 産業人材育成のための産官学連携体制を通じて、産業界との人材ニーズのミスマッチを解消する効果的な産業人材育成モデルが開発される。
 - 4) 開発された産業人材育成モデルが他産業及び／または他地域で導入されるための提言・アクションプランが作成される。

(3) 活動の概要（調査項目）

- 1) 産業人材育成/サプライ・バリューチェーン強化に関する産官学連携体制の構築
- 2) 外国企業の課題・ニーズ
 - 現地に進出する外国企業における産業人材育成、サプライ・バリューチェーン強化における課題・ニーズの把握
- 3) サプライ・バリューチェーン強化
 - 外国企業と国内サプライヤーとのリンク強化、サプライヤー育成指導のための施策の課題・問題点の分析
 - リンク強化及び国内サプライヤー育成のための、手続や制度上の問題把握、改善方針検討
 - リンク強化、サプライヤー指導のためのパイロット実施、及び実施モデルの開発
- 4) 対象産業における産業人材開発マスタートップランのレビュー
- 5) 産業人材育成（高等教育機関）
 - 対象高等教育機関の教育プログラムの課題・問題点の分析
 - 外国企業の産業人材ニーズを満たすための企業との連携によるパイロット実施、及び効果的な産業人材育成モデルの開発
- 6) 産業人材育成（技術職業教育機関）
 - 技術職業教育機関による対象訓練プログラムの課題・問題点の分析
 - 外国企業の産業人材ニーズを満たすための企業との連携によるパイロット実施、及び効果的な産業人材育成モデルの開発
- 7) 普及促進
 - サプライ・バリューチェーン強化モデルが他産業及び／または他地域で導入されるための提言・アクションプランの作成
 - 産業人材育成モデルが他産業及び／または他地域で導入されるための提言・アクションプランの作成

(4) 対象地域

対象地域は、自動車及び電気電子産業が集積しているカラバルソン地域(Region 4A)とする。

(5) 関係官庁・機関

主管官庁：貿易産業省 (Department of Trade and Industry (DTI))
及び貿易産業省傘下の投資委員会 (Board of Investment)

その他関連機関：労働雇用省
(Department of Labor and Employment (DOLE))
高等教育委員会
(Commission for Higher Education (CHED))
技術教育技能開発庁
(Technical Education and Skills Development Authority (TESDA))
経済特区庁
(Philippine Economic Zone Authority)

(6) 協力期間

2019年3月～2023年2月(4年間)(予定)

(7) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

- 1) 電子産業サプライチェーン調査報告書(2010年)
- 2) 生産統計開発計画調査(2000年～2002年)
- 3) 生産統計(実査)(公表・分析)プロジェクト(2003年～2005年)
- 4) フィリピン電気・電子製品試験技術協力事業(1999年～2003年)
- 5) 金型技術向上プロジェクト(1997年～2002年)
- 6) 中小企業開発計画策定支援プログラム(2003年～2004年)
- 7) マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ作成支援調査(2012年～2014年)
- 8) 高等教育セクターに関する基礎情報収集・確認調査(2015年)
- 9) 産業人材育成に関する基礎情報収集・確認調査(2016年)
- 10) 中部ルソンカラバルソン地域における産業振興の可能性と開発課題に関する基礎情報収集・確認調査(2016年)
- 11) バリューチェーンを活用した産業振興計画策定プロジェクト(2016-2018年)

3. 業務の目的

本業務は、フィリピン国「産業人材育成およびバリューチェーン強化を通じた産業競争力向上プロジェクト」に関し、2017年11月28日にJICAが先方実施機関と締結した本プロジェクトの基本枠組みの合意文書(Record of Discussion (R/D))に基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2017年11月に先方実施機関と合意したR/D等に基づいて実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえた上で、「6. 業務内容」に記載する業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 実施中の JICA による協力との連携及び柔軟性の確保

JICA は DTI を実施機関とした「バリューチェーンを活用した産業振興計画策定プロジェクト」(以下、バリューチェーンプロジェクト) を 2016 年 9 月より 2019 年 6 月まで実施中である。上記プロジェクトでは、「自動車産業に関する産業振興計画(案)」を策定しており、また、同産業振興計画と併せて、計画実現のための施策案(投資促進、産業人材育成、現地企業支援等)も策定している。本プロジェクトでは、上記産業振興計画のフィリピン政府の政策への反映・実施のフォローアップを行うこと。また、活動の重複が生じないよう、バリューチェーンプロジェクト関係者と密な情報交換を行い、本プロジェクトの活動実施について柔軟に対応していくこと。

また、JICA は 2018 年度末より「テクノロジーを活用した製造業高度化に係る基礎情報収集・確認調査」及び「スタートアップ・起業家支援に係る基礎情報収集・確認調査」を実施予定である。上記調査は、第 4 次産業革命をもたらしつつある IoT 等を活用した「ものづくりのスマート化」対応や、イノベーション創出をもたらすスタートアップエコシステム形成のための JICA の中長期的な協力プログラム(案)を検討するものである。上記調査のそれぞれが開始された際には、本プロジェクトとの情報共有、意見交換、連携を実施すること。

(2) 対象産業

対象産業は自動車産業(組立)及び、裾野産業(電気電子、IT 産業との融合分野を含む)とする。融合分野としては、自動車の電子部品(電装部品や電子制御システム、センサー等)や、生産ライン設計や設計のエンジニアリングサービスアウトソース(ESO)を想定している。今後の自動車産業のトレンドや企業の将来的なグローバルな展開、フィリピンにおける既存の産業集積等を踏まえた戦略的事業展開も考慮した上で、モデルの検討を行い、パイロットとして実施する。

なお、詳細計画策定調査時に、DTI からジープニー(小型乗り合いバス)を製造する国内企業の能力強化への要望があった。現時点ではこれらを本プロジェクトの対象にすることは想定していないが、プロジェクト開始後の先方機関との協議を踏まえて、第 1 回 JCC にて対象に含めるかどうかを決定する。

(3) プロジェクト関係者との連携

本プロジェクトはプロジェクト活動がサプライ・バリューチェーン、産業人材育成と広範囲に渡り、関係機関が多いことから、業務の実施にあたっては、日本側関係者(JICA 本部、JICA フィリピン事務所、在フィリピン日本大使館、民間企業、業界団体等)、フィリピン側関係者(DTI、CHED、TESDA、民間企業、業界団体等)と十分に協議を重ね、協調・連携を心がけること。

(4) 供与機材調達

現時点では機材の調達は想定していないが、パイロットの実施に対して必要な機材が有る場合は、本プロジェクト開始後のニーズ調査、パイロットの検討を踏まえて、C/P 機関・JICA との協議を踏まえて最終的に決定することとする。

必要と判断される機材は、原則として現地にてコンサルタントが調達する。資機材の仕様については、C/P の技術レベルとプロジェクト終了後の C/P による維持管理能

力・体制も勘案し、C/P機関と協議の上、現地の事情に即したものとすること。また、JICAの機材調達の手続き及びスケジュールを勘案し、公正かつ円滑な調達を心がけること。

(5) 業務実施プロセス全般を通じた先方機関への技術移転

JICAの協力終了後も先方機関職員が自らの力で、自動車産業以外の分野でも仮説を設定した上でパイロットの実施、強化モデルの構築と他地域への展開が実施できるよう、ニーズ調査の実施手法、パイロットの検討・実施手法について体系的に学ぶ機会を設けることが重要である。そのため、協力期間を通じた政府関係機関の能力強化（関係者の能力強化計画含む）も考慮しながら業務を遂行するよう留意すること。

(6) パイロットの検討・実施

本プロジェクトの成果である、サプライ・バリューチェーン強化モデル、産業人材育成モデル（高等教育及び技術職業教育）の検討のため、現地に進出する外国企業におけるサプライ・バリューチェーン強化、産業人材育成における課題・ニーズを把握した上で、課題解決に貢献するパイロット（①サプライ・バリューチェーン（リンクージ強化支援、国内企業の能力強化支援、政策提言・策定支援を想定）、②産業人材育成（高等教育）、③産業人材育成（技術職業教育））を実施する。上記パイロットについては、フェーズ1にて準備・実施したものをモニタリング・評価した上で、フェーズ2にて必要に応じてモデルを改訂し、継続実施する。

サプライ・バリューチェーン強化等に関するニーズについては、現地に進出している外国企業からは、裾野産業の育成の必要性が指摘されている。また、人材育成ニーズについては、社会や産業界のニーズを教育内容に反映させることの重要性は多くの企業が述べているが、教育・職業訓練機関と産業界・企業との対話の多くは、現状OJTの企画・実施や就職活動を通じた、きわめて限定的な場面・範囲にとどまっている。教育・訓練カリキュラムの改訂についても、一般的なスキル・技術であれば教育・職業訓練機関のカリキュラムに関与することへの前向きな意見が企業より聞かれている。

パイロットについては、バリューチェーンプロジェクトの成果、ニーズ調査や民間セクターとの協議を踏まえて内容を固めることとし、また、パイロット実施において重要な各種技術分野については、本契約開始後のパイロットの内容確定時に決定する。

なお、バリューチェーンプロジェクトでは、投資促進ワーキンググループ（WG）、産業人材育成WG、ローカル・サプライヤー・ディベロップメントWGが設立され、パイロット活動が実施された。投資促進WGでは、誘致活動対象日系企業の候補選定や情報収集、産業人材育成WGでは、自動車産業界関連の教育機関のプロファイリング、ローカル・サプライヤー・ディベロップメントWGでは、現地企業リストの作成等も実施した。本プロジェクトで実施するパイロットについては、バリューチェーンプロジェクトで策定する「自動車産業に関する産業振興計画」の施策、及びバリューチェーンプロジェクトにて実施されたパイロット活動の内容、左記活動のモニタリング・評価結果も踏まえて、本プロジェクト開始後、コンサルタントが体制構築から内容検討・実施まで行うこと。

また、本プロジェクトのパイロットの検討にあたっては、策定されるサプライ・バ

リューチェーン強化モデル、産業人材育成モデルの他地域や他産業への展開可能性についても予め検討事項に含めること。

(7) フィリピン政府が政策へ取り込むための支援

本プロジェクトにて提言する産業振興に係る政策案については、関連省庁への説明やDTIがフィリピンの政策に反映するプロセスの支援、フォローアップまで実施すること。

(8) 日系企業との連携

本プロジェクトは日系企業と密接に連携し、サプライ・バリューチェーン開発、産業人材育成の改善を支援する。産業界のニーズをサプライ・バリューチェーン開発のためのプログラム、教育内容に反映させる仕組み作りや、教員及び生徒が産業界の実情とニーズを理解できる活動の組み込み、生徒の実技能力を向上させる企業実習の機会提供など、産業界との連携活動を拡大させていくことを想定している。特に、日系企業の人材育成/サプライ・バリューチェーン開発のノウハウを本プロジェクトで活用することが効果的と期待できることから、日系企業との協力関係を構築し、連携してプロジェクトを実施していくこと。

(9) 責任あるサプライチェーンの構築に向けた活動

近年、グローバル企業は自社のグローバルサプライチェーンにおいて労働・安全衛生・環境(労働環境、安全衛生、人権、消費者保護、腐敗防止、環境配慮等を含む)への取り組みを顧客より求められており、フィリピン地場企業がグローバル企業のサプライチェーンの中に入るには、QCD(Quality, Cost, Delivery)だけでなく、上記内容への取り組みも求められる。これらの状況を踏まえ、プロジェクト活動中に支援対象ローカル企業やプロジェクトを所管する関連省庁に対して、国際的な枠組み・ガイドライン(ILo中核的労働基準、ビジネスと人権に関する国連指導原則等)や先進事例のセミナー等を活用した情報提供を有識者や国際機関等と協働し実施すること。またグローバル企業と協働した、労働・安全衛生・環境対応準拠のための仕組み作りの支援についても検討すること。

(10) 特にプロポーザルに記載を求める事項

プロポーザル作成にあたっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見に基づき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

- a) サプライ・バリューチェーン強化、産業人材育成に関する産官学連携体制の構築方法
- b) サプライ・バリューチェーン強化モデル(リンクエージ強化支援、国内企業の能力強化支援、政策提言・策定支援)の開発方法・モデル案・パイロット(案)
- c) 産業人材育成のための改善版教育モデル(高等教育、職業技術訓練)の開発方法・モデル案・パイロット(案)
- d) 他地域・他産業への普及促進の実施方法
- e) パイロット協力企業(日系・ローカル)の選定方法、パイロット実施期間・スケジュール、モニタリング手法及び指標案、フェーズ期間

(11) 広報活動

業務実施にあたっては、プロジェクトの関係者と連携し、以下に例示される活動等、積極的な広報に努めること。

- ・定期的なプロジェクト・ホームページの更新
- ・地元メディアへの情報提供
- ・対象地域においてオープンセミナーやワークショップの開催
- ・日系自動車産業への定期的な情報共有、等

6. 業務の内容

JICAが想定する業務の流れは次のとおり。コンサルタントはより効果的、効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

また、本業務は第1フェーズ（2019年3月～2021年2月）及び第2フェーズ（2021年3月～2023年2月）に契約を分けて実施を想定しているが、パイロットの実施等を考慮し、効果的、効率的に本業務の目的を達成するためにより適当な契約期間の分け方があれば、プロポーザルにて提案すること。

【第1フェーズ（2019年3月～2021年2月）】

＜第1年次：2019年3月～2020年2月＞

（1）事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査で収集した資料、先行プロジェクトの関連資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

2) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめて、インセプションレポートとして取りまとめ、JICAと協議の上、内容の承認を得る。

3) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、協議議事録（M/M）で確認されている先方実施機関との責任の分担関係について確認を行う。

（2）プロジェクト実施体制の構築

1) プロジェクト関係者の確認及びProject Management Unit (PMU)¹の設立

実施機関と相談し、日常的にやり取りを行う PMU におけるカウンターパート(C/P) の配置を確認する。

2) 合同調整委員会（Joint Coordinating Committee (JCC)）の設立

実施機関と相談し、プロジェクトの進捗管理・監督・助言等を行う JCC に参加する各機関の代表者を決定し、JCC を設立する。

3) テーマ別ワーキンググループ（GVC/IHRD Thematic Working Group (TWG)）の設立

¹ プロジェクト実施体制については、討議議事録(R/D)を参照のこと

関連実施機関と相談し、詳細計画策定で合意したテーマの各活動を実施/支援する各 TWG (①サプライ・バリューチェーン、②産業人材育成（高等教育）、③産業人材育成（職業技術訓練）) のリーダー、メンバー ((C/P) を含む) を決定し、TWG を設立する。

(3) キックオフセミナーの実施

プロジェクト実施体制の構築を促進するため、対象産業及び政府機関関係者を対象に、プロジェクトの活動計画を広く周知するセミナーを開催し、プロジェクトの広報を行うと共に、協力企業の発掘を開始する。

<調査項目1関連>

(4) 産業人材育成/サプライ・バリューチェーンに関する産官学連携体制の構築

産業人材育成/サプライ・バリューチェーンを促進するための既存の産官学連携体制の状況、活動内容、課題等を確認の上、本プロジェクトでの活用可否を判断し、適切な協力関係を構築する。また、対象地域であるカラバルソン地域においても同様に、パイロットの検討・実施において各関係機関と密接に連携する関係にあるため、既存の産官学連携体制の機能、参加者、活動実績、活動計画等詳細を確認すると共に、本プロジェクトとの適切な協力関係を構築する。

<調査項目2関連>

(5) 外国企業の課題・ニーズの把握（サプライ・バリューチェーン強化、産業人材育成）

1) サプライ・バリューチェーン強化

対象産業の外国（特に日系）企業のサプライ・バリューチェーン強化等に関する対応状況・ニーズについて、ヒアリングを行う。特に、CARS プログラム²への参加が決まっている日系自動車メーカー（OEM）や、日系 Tier1 企業を中心にヒアリングを行う。ローカル企業とのサプライ・バリューチェーン強化へのニーズについてもヒアリングを行うこと。

また、既に、自社でサプライ・バリューチェーン強化のため、現地サプライヤー育成等の活動を実施している場合は、既存の指導プログラムの内容（対象企業、課題認識、指導内容、指導者、頻度、期間、成果）などについて情報を収集すると共に、本プロジェクトとの連携可能性についても併せてヒアリングを行う。

2) 産業人材育成

本プロジェクトにて産業人材育成のための改善版教育モデルを検討するため、より詳細な人材育成ニーズについて、対象業界が求める人材の素養、知

² Comprehensive Automotive Resurgence Strategy Program (CARS Program):

フィリピン国内で生産される自動車について、要求基準を満たす3車種に対してフィリピン政府より最大で各90億ペソ、合計270億ペソが支援されるインセンティブプログラム。条件は、6年間で1車種20万台（1車種1年間当たり33,000台以上）の生産を行うこととなっている。用途は固定投資支援と生産台数インセンティブで、それぞれ4対6の配分となっている。

識、技能に関し関連企業からヒアリングを行い、情報を整理する。また、本プロジェクトとの連携可能性についても併せてヒアリングを行う。

(6) 現地企業の技術・技能向上ニーズ

以下に挙げた内容を含め、現地企業の技術・技能向上ニーズ等について、個別企業毎に聞き取り調査を行う。なお、下記調査については現地企業30-40社程度を想定している。対象企業の選定方法や選定基準についてはプロポーザルにて提案すること。

- ・主要取引先及び外国企業との取引拡大又は開始の希望
- ・外国企業との取引拡大のために、又は新規取引開始のために障害となっていること（品質、価格、納期、その他）
- ・現在又これまでに実施している技術・技能向上の取り組み、人材育成の取り組み
- ・自社ビジネス拡大のために利用している政府等による補助制度（補助制度、低利融資制度等）
- ・自社の技術・技能向上のために利用している外部機関（コンサルタント、訓練機関、技術指導機関等）の有無とその評価等

(7) フィリピン政府による産業振興施策の実施状況

フィリピン政府が実施する産業振興のための各種施策（投資促進、中小企業・地場産業振興、サプライ・バリューチェーン強化やリンクージ強化等）や新技術（IoT等）、イノベーションに関する実施状況、課題について情報収集を行い、プロジェクト活動を進める上で連携・活用可能な枠組みがあるか検討を行う。

<調査項目3関連>

(8) 協力企業の発掘・選定

6. (6) 及び (7) を踏まえて、産業人材育成、サプライ・バリューチェーン強化プログラムの実施における協力企業を発掘する。
6. (6) のニーズ調査を基に、教育カリキュラム作成、サプライヤー指導内容の改善、工場見学先や企業実習先の確保、就職先の確保等様々な連携活動を構築、強化していくことを踏まえ、対象産業における日系企業の協力を得ることを重視し、かつ、将来に向けてできるだけ広範囲の協力関係が築けることを考慮した上で、拡張性、発展性のある体制が整備できる企業を発掘する。

(9) サプライ・バリューチェーン強化モデルの検討

6. (4)～(8)を踏まえて、サプライ・バリューチェーン強化モデルを策定し、JCCにおいて関係者からの承認を得る。パイロット策定時には活動内容・プロセス、目指す成果、スケジュール、参加企業、費用負担、実施場所、モニタリング・評価方法、他地域・他産業への展開可能性などの詳細も併せて検討すること。

強化モデルの活動案としては以下の3つを想定しているが、下記に限定する

ものではなく、収集した情報を踏まえて、活動内容を検討・確定する。

- リンケージ強化支援:ビジネスマッチングプログラム(国内企業ダイレクトリーやデータベースの拡充、外国企業・国内企業間の逆見本市の開催等)、インセンティブや助成金の検討等
- OEM や Tier1 企業との連携による国内企業の能力強化支援(技術能力向上支援等)
- サプライ・バリューチェーン強化に関する課題分析、及び強化のための政策提言(投資や国内調達のインセンティブ等)、及び提案された内容を政府の政策に取り込むための支援活動。

<調査項目 4 関連>

(10) 対象産業における産業人材開発ロードマップのレビュー

DOLE 主導で策定している対象産業に関する人材開発ロードマップ「Human Resource Development Roadmap (2016-2022)」のレビューを行い、産業人材育成パイロットを検討する上での参考とする。

<調査項目 5、6 関連>

(11) 高等教育機関・技術職業教育機関の教育プログラムの現状と課題の分析

対象産業に関連する教育機関(高等教育・技術職業教育機関)について、产学連携活動の状況(機能、参加企業、活動実績)、教育の質、成果、活動内容、課題、他国・他ドナー含む優良事例や失敗事例等を整理する。情報収集・整理においては、バリューチェーンプロジェクトで2019年2月までに実施予定の自動車産業界に関連する人材育成機関のプロファイリングも参考にすること。

(12) パイロット実施校の選定

6. (11) の分析結果を踏まえて、パイロットを実施するモデル校として、高等教育機関及び技術職業教育機関を選定する。パイロット実施校選定のプロセスについては選定基準を事前に定め、TWG の合意を得た上で実施すること。

(13) 高等教育機関による改善版教育モデルの検討

外国企業の産業人材ニーズを満たすための企業連携を通じたパイロットの開発を行う。強化モデルの活動案としては以下が考えられるがこれらに限定するものではない。パイロット策定時には、活動内容・プロセス、目指す成果、スケジュール、参加企業、費用負担、実施場所、モニタリング・評価方法、他地域・他高等教育機関への展開可能性などの詳細も併せて検討すること。

- 大学と FDI との産官学連携体制の強化を行い、産業界の特定のニーズを満たすためのカリキュラムの一部改定
- ソフトスキル(ものづくり精神や社会人スキル等)向上のためのプログラムの導入
- 大学における企業連携機能の強化(就職課・企業連携課等の能力強化)

- 日本の産業界/企業と学校間の覚書(MOU、MOA等)の締結促進を通じた、連携の仕組みの制度化支援
- 上記で締結した覚書(MOU、MOA等)を基にした、工場見学・出前講座・インターンシップ、教員教育といった連携活動の実施

(14) 技術職業教育機関による効果的な産業人材育成モデルの検討

外国企業の産業人材ニーズを満たすための企業連携を通じたパイロットの開発を行う。実施モデルの案としては以下が考えられるがこれらに限定するものではない。パイロット策定時には、活動内容・プロセス、目指す成果、スケジュール、参加企業、費用負担、実施場所、モニタリング・評価方法、他地域・他技術職業教育機関への展開可能性などの詳細も併せて検討すること。

- 産業界のニーズに応えた高次の訓練プログラムの開発、同プログラムを指導できる人材の確保・育成、複数資格のパッケージ化
- 教育機関における企業連携機能の強化(就職課・企業連携課等の能力強化)
- 日本の産業界/企業と学校間の覚書(MOU、MOA等)の締結促進を通じた、連携の仕組みの制度化支援
- 上記で締結した覚書(MOU、MOA等)を基にした、工場見学・出前講座・インターンシップ、教員教育といった連携活動の実施

<全体>

(15) ベースライン指標の設定及びモニタリングの実施

パイロット活動の成果を客観的に計るため、パイロット開始時のベースラインとなる指標を定め、JCCにて決定する。参加企業や教育機関から評価対象とする指標データの入手については現地再委託も可とする。

(16) パイロットの実施

パイロットの決定を踏まえて、実施体制の改訂・構築を行う。具体的には個々のパイロットの詳細設計・実施を行うための体制を強化する。策定したパイロット案をTWGと協力の上実施する。

(17) プログレスレポートⅠの作成・説明・協議

上記の結果をプログレスレポートⅠ、パワーポイント資料としてとりまとめ、JCCにて説明・協議し、基本的了解を得る。

(18) 第2年次以降の実施体制の構築及び作業工程の策定

TWGごとに2年次以降の作業工程を策定し関係者の合意を得る。第2年次以降に追加で専門家の配置や費用が必要な場合は、契約変更で対応することとするため、前広にJICAと相談し必要な手続きをとる。

<第2年次:2020年3月～2021年2月>

(1) ワークプラン（第2年次）の作成・協議

第1年次の活動結果を踏まえ、第2年次のプロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン（第2年次原案）（英文）に取りまとめる。同ワークプラン（第2年次原案）を基に、フィリピン側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。ワークプランについては、上記意見交換を踏まえた上で、その修正版を作成し、JICA及びフィリピン側関係者とワークプラン（第2年次）として取りまとめ、合意することとする。

(2) パイロットの実施

第一年次より引き続き、各パイロットをTWGと協力の上実施する。

(3) パイロットの評価・モニタリング、及びモデルの改訂

上記の活動の内容をモニタリングし、各モデルによる成果に関する評価を行う。連携企業からのヒアリングや、参加企業・機関を中心にモデルの課題を整理し、翌年次以降の実施に向けた評価と改善案を提示する。

(4) 実施マニュアルの策定

パイロットの実施上の留意点や教訓、効果などを反映した実施マニュアル（強化モデルの説明含む）を作成する。実施マニュアルは第2フェーズ、及び他地域にてサプライ・バリューチェーン強化モデル、産業人材育成モデルが展開される際に活用されることから、必要な情報について細かく記載することが望ましい。

(5) 本邦研修や第三国スタディーツアーの実施

1) 本邦研修・第三国スタディーツアープログラムの作成

パイロットを実施するにあたり、TWGメンバーの能力強化も兼ねて、他国の自動車産業や企業の情報を収集するために、本邦研修もしくは第三国スタディーツアー（タイ、インドネシア、インドなどのアジア地域における主要自動車生産国）を2回（サプライ・バリューチェーン強化1回、産業人材育成1回）実施する。コンサルタントは、本邦研修・第三国スタディーツアーのプログラムの概略についてプロポーザルにて提案すること。なお、見積にあたっては、本邦研修1回及び第三国スタディーツアー1回の計2回、1回2週間程度、1回の参加者10名程度を想定した費用を計上すること。本邦研修実施にかかる経費については、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」

（https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201607_guide.pdf）に従い、「研修実施」に係る見積もりを提出すること。また、第三国スタディーツアーについては、同ガイドラインに準拠しつつ、全必要経費を一般業務費に計上すること。詳細の研修内容、実施国については調査実施中にこれらをC/P機関と協議の上、確定する。

2) 研修プログラムの実施

立案したプログラムに沿って、研修プログラムを実施する。具体的な業務は以下のとおり。

- ① 各種準備手続き：航空券の手配*、査証の手配*、空港送迎*、宿舎手配、保険加入手続き*、参加者に対する日当・諸経費の支給*、日程に基づく参加者の移動手配、研修日程の作成、面談先の手配、関連資料の作成等 (*については本邦研修の場合はJICA国内機関が実施)
- ② 研修プログラムの実施・監理：研修日程に基づく参加者の引率、面談における通訳、参加者への各種伝達及び関係者間の連絡・報告・調整、参加者の病気・怪我等緊急事態や各種トラブルへの対応等

(6) プログレスレポートⅡの作成・説明・協議

第1フェーズの成果をとりまとめた業務完了報告書、パワーポイント資料を作成し、JCCにて説明・協議し、基本的了解を得る。

【第2フェーズ（2021年3月～2023年2月）】

<第3年次：2021年3月～2022年2月>

(1) 第2フェーズワークプランの作成・協議

第1フェーズの活動結果を踏まえ、第2フェーズのプロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン（第2フェーズ原案）（英文）に取りまとめる。同ワークプラン（第2フェーズ原案）を基に、フィリピン側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。ワークプランについては、上記意見交換を踏まえた上で、その修正版を作成し、JICA及びフィリピン側関係者とワークプラン（第2フェーズ）として取りまとめ、合意することとする。

(2) パイロットの実施

第1フェーズの実施結果を踏まえて、必要に応じてモデルの改訂の検討を行った上で、パイロットをTWGと協力の上実施する。

(3) パイロットの評価・モニタリング、及びモデルの改訂

上記の活動の内容をモニタリングし、各モデルによる成果に関する評価を行う。連携企業からのヒアリングや、参加企業・機関を中心にモデルの課題を整理し、翌年次以降の実施に向けた評価と改善案を提示する。

(4) プログレスレポートⅢの作成・説明・協議

第3年次の活動結果を踏まえ、プログレスレポートⅢ、パワーポイント資料としてとりまとめ、JCCにて説明・協議し、基本的了解を得る。

<第4年次：2022年3月～2023年2月>

(1) ワークプラン（第四年次）の作成・協議

第3年次の活動結果を踏まえ、第4年次のプロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン（第4年次原案）（英

文)に取りまとめる。同ワークプラン(第4年次原案)を基に、フィリピン側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。ワークプランについては、上記意見交換を踏まえた上で、その修正版を作成し、JICA及びフィリピン側関係者とワークプラン(第4年次)として取りまとめ、合意することとする。

(2) パイロットの実施

第三年次より引き続き、必要に応じてモデルの改訂の検討を行った上で、パイロットをWGと協力の上実施する。

(3) エンドライン調査の実施

パイロットの成果を客観的に計るべく、ベースライン調査時の成果指標を踏まえて、エンドライン調査を実施する。参加企業や教育機関から評価対象とする指標データの入手については現地再委託も可とする。

(4) パイロットの最終評価、及びモデルの最終化

上記活動の内容をモニタリングし、各モデルによる成果に関する評価を行う。エンドライン調査を踏まえて、連携企業からのヒアリングや、参加企業・機関を中心にモデルの課題を整理し、最終的な評価を纏めると共に、改善案を提示する。

(5) 実施マニュアルの改訂

最終的な評価や改善案を踏まえて、パイロットの実施マニュアルの改訂を行い、C/Pからの承認を得る。

<調査項目7関連>

(5) 普及のための提言・アクションプランの策定、及びC/P活動計画への取り込み支援

第4年次の結果を踏まえて、本プロジェクトで開発されたサプライ・バリューチェーンと産業人材育成のモデルが他産業、他地域、他機関で展開されるための提言・アクションプランを作成し、その内容に関して、関係機関からの合意を得る。また、提言の内容と策定されたアクションプランがC/Pの年間活動計画等に組み込まれるように支援、フォローアップを行う。

(6) 普及のためのセミナー／ワークショップ

パイロットの成功事例や実施経験を他の地域や新規連携候補企業等に普及させることを目的に、パイロットの取り組みを広く紹介するためのセミナー／ワークショップを実施する。

(6) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

パイロットで得た教訓をプログレスレポートIIIに反映させる形で更新し、ドラフト・ファイナルレポートを作成し、JCCにて説明・協議し、基本

的了解を得る。

(7) セミナー／ワークショップの開催

対象産業に関するフィリピン側のあらゆるステークホルダーやドナー関係者に対して本プロジェクト成果の周知・活用が図られるよう、セミナー／ワークショップを開催する。

(8) ファイナルレポートの作成

上記のセミナー／ワークショップの結果、JICA 及び先方実施機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、ファイナルレポート、業務実施報告書とする。なお、最終成果品の提出期限は 2023 年 1 月下旬とする。

第1フェーズ（2019年3月～2021年2月）

第1年次：2019年3月～2020年2月

第2年次：2020年3月～2021年2月

レポート名	内容	提出時期	部数
インセプションレポート	業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等	第1フェーズ業務開始から約1ヶ月後	和文 5 部（簡易製本） 英文 30 部（簡易製本）
プログレスレポート I	第1年次の調査結果	第1フェーズ業務開始から約12か月後	英文 30 部（簡易製本）
ワークプラン（第二年次）	第2年次の活動計画	第1フェーズ業務開始から約12か月後	英文 30 部（簡易製本）
プログレスレポート II	第2年次の調査結果	第1フェーズ業務開始から約24か月後	英文 30 部（簡易製本）

第2フェーズ（2021年3月～2023年2月）

第3年次：2021年3月～2022年2月

第4年次：2022年3月～2023年2月

ワークプラン（第3年次）	第3年次の活動計画	第2フェーズ業務開始から約1か月後	英文 30 部（簡易製本）
プログレスレポート III	第3年次の調査結果	第2フェーズ開始から約12か月後	英文 30 部（簡易製本）
ワークプラン（第4年次）	第4年次の活動計画	第2フェーズ開始から約12か月後	英文 30 部（簡易製本）

ドラフト・ファイナルレポート	第1年次～第4年次の調査結果	第2フェーズ開始から約22か月後	英文30部(簡易製本)
ファイナルレポート	調査結果の全体成果	ドラフト・ファイナルレポートに対するフィリピン側コメント提出から1ヶ月以内	和文5部 英文30部(製本) CD-R 3部
業務実施報告書	ファイナルレポート(調査結果を中心として記述)には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書	業務終了時	和文3部(簡易製本) CD-R 3部

報告書の作成にあたっては、JICAと十分に協議を行うこと。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

プログレスレポート、ファイナルレポート、業務実施報告書には(2)の技術協力成果品資料を添付するものとする。ファイナルレポート、業務実施報告書には、業務実施期間に作成した報告書の電子情報を収録したCD-ROMを添付すること。

ファイナルレポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

なお、業務実施報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。その他報告書を含め各種報告書の最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

1) 業務実施報告書記載項目(案)

業務の実施方法(活動計画、内容、作業フロー、業務実施人月表、当初計画との変更点及びその理由)

- a. 業務の概要(背景、目的)
- b. 活動内容(調査、技術移転)
- c. 活動成果(成果の達成・進捗状況)
- d. 業務実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
- e. 今後のアクションプラン
- f. その他必要事項

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ・ 本邦への研修員受入実績
- ・ 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ・ 相手国との会議議事録、国内における会議議事録
- ・ その他調査活動実績

（2）技術協力成果品／技術協力成果資料

コンサルタントが直接もしくはコンサルタントがC/Pを支援して作成する資料（各モデルの説明資料、普及のための提言・アクションプラン、パイロット実施マニュアル等）を提出する。なお、前者を技術協力成果品、後者を技術協力成果資料として分類し、前者については契約業務の成果品とする。

なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプログレスレポート／ファイナルレポート、及び業務実施報告書に添付して提出することとする。

（3）業務月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む業務月報を作成し、JICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 計画に対する今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 先方との合意文書

1. 調査工程（予定）

2019年3月上旬より業務を開始し、2023年1月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。なお、契約期間は第1フェーズ（2019年3月～2021年2月）、第2フェーズ（2021年3月～2023年2月）に契約を分けて実施を想定しているが、パイロットの実施等を考慮し、効果的、効率的に本業務の目的を達成するためにより適当な契約期間の分け方があれば、プロポーザルにて提案すること。

2. 調査スケジュール（案）

フェーズ	業務内容	FY2018				FY2019				FY2020				FY2021				FY2022			
		4Q	1Q	2Q	3Q	4Q															
フェーズ1	体制構築、調査、詳細計画策定(6か月)																				
	パイロットの準備(3か月)、実施(12か月)、モニタリング・評価(3か月)																				
フェーズ2	パイロットの準備(3か月)、実施(12か月)、モニタリング・評価(3か月)																				
	他地域・セクターへの普及のためのアクションプランの策定(6か月)																				

3. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約 115.00 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／産業振興・政策（2号）
- 2) 産業人材育成政策・产学研連携（3号）
- 3) サプライ・バリューチェーン強化（3号）
- 4) 自動車・自動車部品産業（生産技術）
- 5) ビジネス環境・投資促進
- 6) 産業人材育成（高等教育）
- 7) 産業人材育成（職業訓練）
- 8) 業務調整／研修企画

4. 相手国の便宜供与

討議議事録（R/D）および協議議事録（M/M）を参照のこと。

5. 配布／貸与資料及び閲覧資料

配布資料：討議議事録（R/D）および協議議事録（M/M）、詳細計画策定結果、詳細計画策定調査時収集資料
「バリューチェーン分析を活用した産業振興計画策定プロジェクト」プログレスレポートII

6. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

7. 現地再委託

本業務において、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地機関・コンサルタント等に現地再委託して実施することが効果的と判断される業務がある場合は、現地再委託の実施・監督の方法、必要な現地再委託の内容と人月などについてプロポーザルで提示すること。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

8. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICA フィリピン事務所、在フィリピン日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また JICA フィリピン事務所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打ち合わせを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお業務従事者の海外渡航にあたり受注者は、傷病治療費、緊急移送費等の補償を行う海外旅行保険に加入するとともに、加入する保険の詳細情報と緊急時の連絡先を書面に記し、業務実施地を所管する JICA フィリピン事務所に通知することとする。また、当該業務者は現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う契約」と規定する約款を適用します。

